

議案審議

第 1 号【岩手県決定】盛岡広域都市計画区域区分の
変更案に対する市の意見について〔諮問〕

【岩手県決定】

盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する 市の意見について

1. 都市計画変更の概要

事前説明内容（資料2）のとおり。

2. 都市計画変更案に対する市の意見について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都道府県が都市計画を変更する場合、関係市町村の意見を聴くものとなっている。今後、岩手県から本市に意見照会がある予定であることから、本市の意見を下記のとおり回答するものである。

- ・意見回答案：異存なし